

令和8年8月25日開会

❖ ❖

令和 8 年 第 3 回

杵築市議会定例会議案

❖ ❖

目 次

議案第 4 2 号	令和 7 年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 4 3 号	令和 7 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 178 ペ ー ジ －
議案第 4 4 号	令和 7 年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 187 ペ ー ジ －
議案第 4 5 号	令和 7 年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 202 ペ ー ジ －
議案第 4 6 号	令和 7 年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	－ 決 算 書 211 ペ ー ジ －
議案第 4 7 号	令和 7 年度杵築市水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 1 ペ ー ジ －
議案第 4 8 号	令和 7 年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 33 ペ ー ジ －
議案第 4 9 号	令和 7 年度杵築市下水道事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 53 ペ ー ジ －
議案第 5 0 号	令和 7 年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について	－ 公 営 企 業 会 計 決 算 書 85 ペ ー ジ －

- 議案第 5 1 号 令和 8 年度杵築市一般会計補正予算（第 5 号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ －
- 議案第 5 2 号 令和 8 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正
予算（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 7 ペ ー ジ －
- 議案第 5 3 号 令和 8 年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ －
- 議案第 5 4 号 令和 8 年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
－ 補 正 予 算 書 15 ペ ー ジ －
- 議案第 5 5 号 令和 8 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1
号）
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
- 議案第 5 6 号 令和 8 年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第
1 号）
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ －
- 議案第 5 7 号 杵築市行政手続条例の一部改正について
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 5 8 号 杵築市行政不服審査会条例の廃止について
－ 議 案 書 8 ペ ー ジ －
- 議案第 5 9 号 杵築市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
－ 議 案 書 11 ペ ー ジ －

議案第 6 0 号 杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
－ 議 案 書 13 ペ ー ジ －

議案第 6 1 号 杵築市景観条例の一部改正について
－ 議 案 書 15 ペ ー ジ －

議案第 6 2 号 杵築市水道事業給水条例の一部改正について
－ 議 案 書 17 ペ ー ジ －

議案第 6 3 号 行政不服審査会の事務の委託の協議について
－ 議 案 書 20 ペ ー ジ －

議案第 6 4 号 市道の路線認定について
－ 議 案 書 23 ペ ー ジ －

報告第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 8 年度杵築市一般会計補正予算 (第 4 号))
－ 議 案 書 26 ペ ー ジ －

報告第 1 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率の算定について
－ 議 案 書 27 ペ ー ジ －

報告第 1 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
資金不足比率の算定について
－ 議 案 書 28 ペ ー ジ －

報告第 1 6 号 公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況
について
－ 議 案 書 30 ペ ー ジ －

報告第 17 号 株式会社きっとすきの経営状況について

－ 議 案 書 32 ペ ー ジ －

報告第 18 号 放棄した債権の報告について

－ 議 案 書 34 ペ ー ジ －

報告第 19 号 専決処分の報告について

－ 議 案 書 36 ペ ー ジ －

議案第 5 7 号

杵築市行政手続条例の一部改正について

杵築市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政手続条例の一部を改正する条例

杵築市行政手続条例（平成１７年杵築市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４ 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２２条第３項中「第１５条第３項」及び「同条第３項」の次に「及び第４項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２９条中「第１５条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、

「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例第 2 2 条第 3 項（新条例第 2 5 条後段において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 5 8 号

杵築市行政不服審査会条例の廃止について

杵築市行政不服審査会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市行政不服審査会条例を廃止する条例

杵築市行政不服審査会条例（平成２８年杵築市条例第２号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の杵築市行政不服審査会条例の規定により設置された杵築市行政不服審査会に諮問されている事件について、当該事件に関する調査審議が行われている間は、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

- 3 杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成１７年杵築市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査会委員の項を削る。

（杵築市手数料条例の一部改正）

- 4 杵築市手数料条例（平成１７年杵築市条例第８５号）の一部を次のように改正する。

別表交付手数料の部行政不服審査法第３８条第１項（同法第９条第３項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第６６条第１項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第８１条第３項において読み替えて準用する同法第７８条第１項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）

む。) の規定による交付の項中「又は同法第 8 1 条第 3 項において読み替えて準用する同法第 7 8 条第 1 項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）」を削る。

（杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び杵築市手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の際現に附則第 2 項に規定する事件に関する調査審議が行われている間は、附則第 3 項の規定による改正前の杵築市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び前項の規定による改正前の杵築市手数料条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第 5 9 号

杵築市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

杵築市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年杵築市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 6 0 号

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部改正につ
いて

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の退職手当に関する条例（平成１７年杵築市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の規定により指定した金融機関を支払人とする小切手を振り出す方法」を削る。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第 6 1 号

杵築市景観条例の一部改正について

杵築市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市景観条例の一部を改正する条例

杵築市景観条例（平成２５年杵築市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「同条第７項」を「同条第８項」に改める。

第１１条中「第１６条第７項第１１号」を「第１６条第８項第１２号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

議案第 6 2 号

杵築市水道事業給水条例の一部改正について

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業給水条例（平成１７年杵築市条例第２２０号）
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２３条関係）

水道料金（２月につき）

種別	基本料金	従量料金（１ｍ³につき）				
		第１段 ０ｍ³を 超え１ ０ｍ³ま で	第２段 １０ｍ³ を超え ４０ｍ³ まで	第３段 ４０ｍ³ を超え ８０ｍ³ まで	第４段 ８０ｍ³ を超え ６００ ｍ³まで	第５段 ６００ ｍ³を超 える部 分
１３ ｍｍ	１，６５０． ８０円	５０． ００円	１７０． ００円	２００． ００円	２２３． ００円	１９０． ００円
２０ ｍｍ	２，３２２． ９０円					
２５ ｍｍ	４，７６２． ６８円					
４０ ｍｍ	１３，４２ ９．２８円					
５０ ｍｍ	２３，６５ ６．１２円					
７５ ｍｍ	３８，６３ ４．８２円					

※臨時メーターに係る期間は１年以内とし、基本料金については７０％増とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 2 0 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の杵築市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降の水道料金について適用し、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日以降最初のメーター点検によって算定する水道料金については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

行政不服審査会の事務の委託の協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により、別紙のとおり規約を定め、大分県に行政不服審査会の事務を委託することの協議について、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市と大分県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、杵築市は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に係る事務を大分県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 大分県が前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、大分県の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は大分県が支弁し、その費用は杵築市が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、杵築市長と大分県知事が協議して定める。

(条例等の改廃の場合の措置)

第4条 大分県は、行政不服審査法第81条第4項の規定により行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例その他委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちにこれを杵築市に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、杵築市長と大分県知事が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 4 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

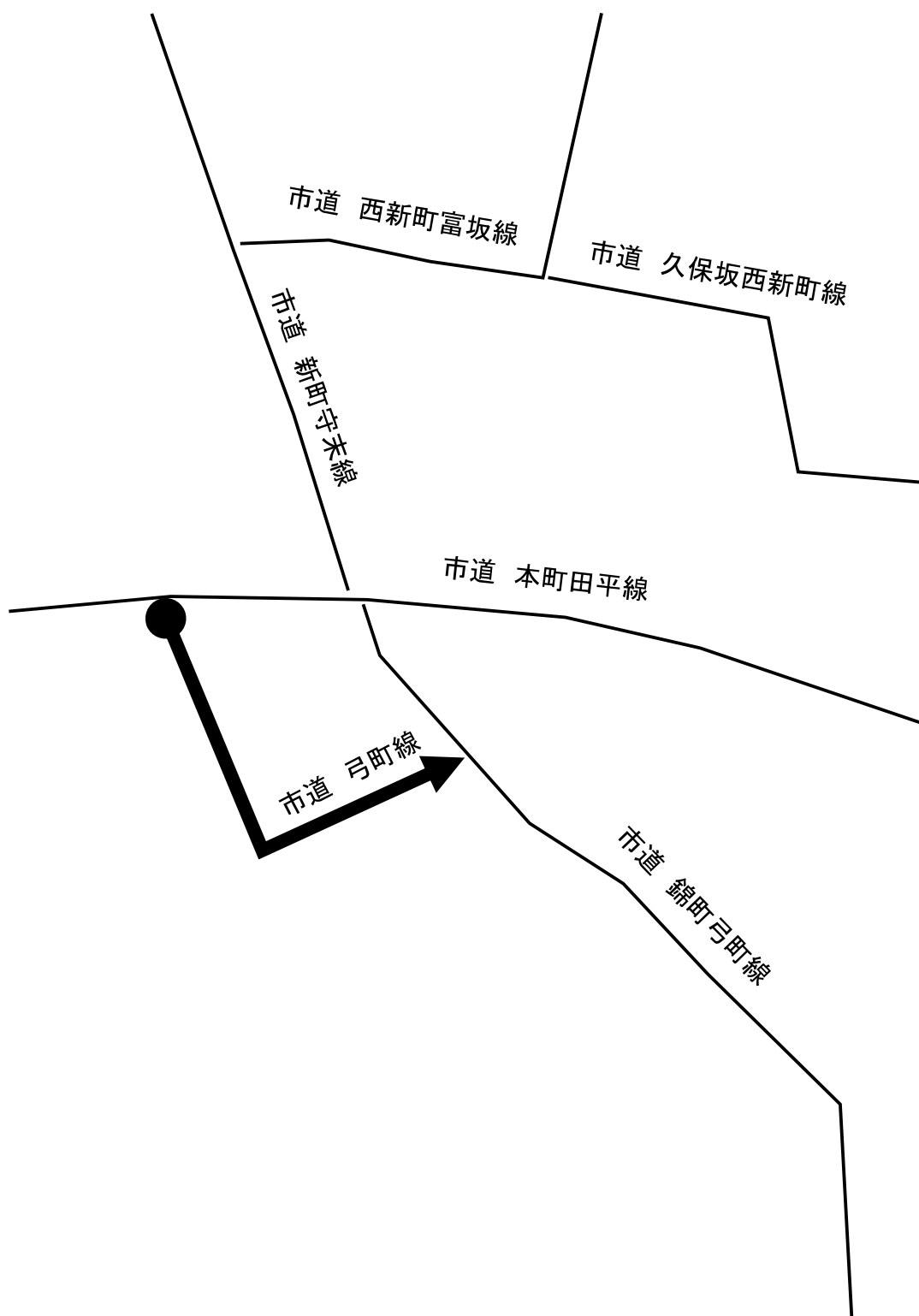
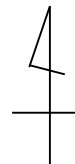
1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
弓町線	85.0	2.5 ～ 3.0	杵築市大字南杵築字弓丁 295 番 4 地先 杵築市大字南杵築字弓丁 289 番 1 地先	

認 定

ゆみちょうせん
弓町線

$L = 85.0\text{m}$
 $W = 2.5\text{m} \sim 3.0\text{m}$



報告第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 8 年度杵築市一般会計補正予算（第 4 号）・・・別冊

報告第 1 4 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 3 . 1 9)	— (1 8 . 1 9)	3 . 1 (2 5 . 0)	— (3 5 0 . 0)

（備考） 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率
はない

2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

報告第 1 5 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び山香病院事業会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
下水道事業会計	—
山香病院事業会計	—

- (備考)
- 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
 - 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に
20.0％

報告第 16 号

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況 について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益社団法人杵築市地域活性化センターの令和 8 年度事業計画及び令和 7 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

公益社団法人杵築市地域活性化センターの経営状況報告書

- 1 令和 8 年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和 7 年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 17 号

株式会社きっとすきの経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、株式会社きっとすきの令和 8 年度事業計画及び令和 7 年度決算等の状況を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

株式会社きつとすきの経営状況報告書

- 1 令和 8 年度事業計画及び予算関係書類（別冊）
- 2 令和 7 年度事業報告及び決算関係書類（別冊）

報告第 18 号

放棄した債権の報告について

杵築市債権管理条例（令和 2 年杵築市条例第 12 号）第 15 条第 1 項の規定により、市の債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により次のように報告する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和 7 年度債権放棄一覧表

債権の名称	金額（円）	対象年度	件数	放棄事由
ケーブルテレビ 使用料	346,224	平成 29 年度～ 令和 2 年度	142	第 1 号
住宅新築資金等 貸付金	3,822,050	昭和 54 年度	1	第 3 号
水道料金	174,970	平成 12 年度～ 令和 2 年度	69	第 1 号
	403,240	平成 19 年度～ 令和 2 年度	151	第 6 号
旧と畜場賃料等 債権	985,846	令和 2 年度～ 令和 3 年度	2	第 6 号
合 計	5,732,330		365	

放棄事由の概要

杵築市債権管理条例第 15 条第 1 項

第 1 号 消滅時効に係る時効期間の経過

第 2 号 相続に係る限定承認があった場合で相続人全員の相続放棄又は相続人不存在及び相続財産からの弁済見込みなし

第 3 号 破産免責等

第 4 号 強制執行後の無資力

第 5 号 徴収停止後の期間経過

第 6 号 生活保護受給者又はこれに準ずる者

第 7 号 失踪、所在不明者又はこれに準ずる者

報告第 19 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

本市が管理する市有施設で発生した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年8月7日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■

2 事故発生年月日 令和8年2月3日

3 事故発生場所 杵築市大字猪尾941番地
杵築市健康福祉センター 温泉場

4 事故原因・状況

上記場所にて、相手方が入浴のため脱衣所から浴室へ踏み出した際、浴室出入口に敷いていたマットで滑って転倒し、左外果及び第5腰椎を骨折した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は８０％となり、市は、相手方の治療費その他一切の損害賠償として、４４６，８９８円を相手方に支払う。

